

中小企業等金融円滑化のための基本方針

富士宮信用金庫

富士宮信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、中小企業等の金融円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組方針

地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、態勢整備を図っております。

- ① 金融円滑化管理方針・金融円滑化管理規程を策定しています。
- ② 中小企業等金融円滑化対応委員会を設置しています。
- ③ 金融円滑化管理責任者・顧客説明管理責任者・顧客サポート管理責任者・金融円滑化営業店管理者及び金融円滑化管理担当者を選任しています。
- ④ 「経営者保証に関するガイドライン」を遵守し、お客様の個人保証に関する適切な対応を行っています。
- ⑤ 顧客支援課による経営改善計画書の作成支援等の経営改善支援を行っています。
- ⑥ 融資部において、店長及び融資担当役席等への金融円滑化に向けた研修を実施しています。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら中小企業等の金融円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客様からの貸付条件変更の相談及び変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

富士宮信用金庫 融資部
フリーダイヤル  0120-117-615

以上

制定：平成 22 年 1 月 20 日
改正：平成 22 年 7 月 16 日
改正：平成 25 年 6 月 18 日
改正：平成 25 年 10 月 17 日
改正：平成 26 年 3 月 17 日